第76回 人権週間「『誰か』のことじゃない。」

問人権政策課　☎・有(582)1116　FAX(582)0539

12月4日（水）～10日（火）は人権週間です。人権週間とは、家庭や地域・職場・学校で、家族や友達などみんなと人権を考える週間です。今一度、身近なことから人権について考えてみませんか。

人権週間における市の取り組み

- **特設相談**　時12月5日（木）午前9時～正午　所市役所 2階 相談室　内人権擁護委員による人権相談
  他秘密厳守、申込不要
- **駅頭活動**　時12月6日（金）午前7時30分～8時　所JR守山駅周辺　内啓発物品の配布や広報活動

法務局の取り組み

- **人権相談**　人権擁護委員および法務局職員が人権相談に応じます。対面相談のほか、電話やインターネットでも相談できます。
  全国共通人権相談ダイヤル　☎0570(003)110（平日午前8時30分～午後5時15分）

水道管の凍結にご注意

問施設工務課　☎(582)1128　FAX(582)5780

冬の冷え込みが厳しくなると、水道管が凍ったり破損するおそれがあります。凍結を防ぐため、下記のような取り組みを各家庭で実施しましょう。

凍結防止対策

- 屋外の蛇口やむき出しの水道管に、保温チューブ（市販品）や布などを巻きつけ、保温しましょう。
- メーターボックスは発泡スチロールを砕いたものや布・新聞紙を詰めて、保温しましょう。
- 屋内の水道管は少し蛇口を開け、水を流し続けましょう。

水道管が凍ってしまった場合

蛇口が凍ってしまったときは、自然にとけるのを待つか、凍った部分にタオルなどをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりとかけましょう。熱湯をかけると管や蛇口が破損する場合がありますので注意してください。

水道管が破損してしまった場合

- 水道管および水道メーターが破損したときは、できる範囲でメーターボックス内のバルブを閉め、水を止めてください。
- 水道メーターから宅内までの漏水は、市の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。水道メーターから道路側までの漏水は、上記へ連絡してください。